

住宅性能証明業務手数料規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人滋賀県建築住宅センター住宅性能証明業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人滋賀県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する住宅性能証明業務に係る手数料について必要な事項を定める。

（手数料）

第2条 業務規程第13条に規定する住宅性能証明業務手数料は次に掲げる額とする。

- 2 変更申請の手数料は直前の審査をセンターが行っている場合は下記料金表の2分の1の額とする。
ただし、内容によっては別途見積もりとする。
- 3 直前の審査をセンターが行っている場合の軽微な変更の料金は、2,200円とする。
- 4 共同住宅等は別途見積もりとする。
- 5 設計内容が特別な計算方法等による場合は別途見積もりとする。
- 6 証明書の再交付手数料は5,500円（消費税込み）とする。

単位：円（消費税込）

基 準	審査の条件※1		
	一 般	性能評価書等※2	型式認定等※3
省エネルギー性	55,000	44,000	22,000
耐震性	66,000	55,000	33,000
バリアフリー性	33,000	22,000	

※1 業務規程11条に規定する現場審査を滋賀県全域以外の区域で検査を行う場合の出張料金は、住宅性能評価業務料金規程によるものとする。

※2 性能評価書等とは、センターで、次のいずれかによる性能評価等の申請を同時に行う場合、又は必要現場検査前までにセンターで交付した次のいずれかによる評価書等を確認できる場合をいう。（同等の審査内容に限る）

- 1) 設計住宅性能評価または建設住宅性能評価
- 2) 長期使用構造等確認
- 3) 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
- 4) その他、同等の基準を満たす審査

※3 型式認定等とは、評価方法基準による「住宅型式性能認定書」または「型式住宅部分等製造者認証書」を取得している住宅をいう。

附則：平成２６年２月３日から施行する。

平成２８年４月１日から施行する。

令和元年１０月１日から施行する。

令和３年４月１日から施行する。

令和４年４月１日から施行する。

令和５年４月１日から施行する。

令和６年４月１日から施行する。